

基本計画〈商業登記等〉の論点
〈法務省〉

1. 商業登記に関する論点（前回の指摘事項）

- ① 第 17 回行政手続部会（5 月 10 日開催）において、本人申請の補正率の目標について、委員より、「他の行政手続における補正率を調査の上、補正率 1 桁台の前半（5%未満ぐらいのレベル）まで下げるべく取り組まれるべき」との指摘があった。補正率が高い理由の分析、目標の再設定、所要の対策の検討をお願いしたい。
- ② 第 17 回行政手続部会において指摘した通り、本人申請によるオンライン率が殆どゼロである現状を踏まえれば、広範なソフトウェア事業者に開発環境を提供するため、貴省が現状行っている限定的なコミュニティサイトではなく、早急に HP 上において API 公表すべきである。内閣官房 IT 総合戦略室（以下、IT 室）が定めている、政府全体の方針に従った形での API 公表に向けた、工程表の提示をお願いしたい。併せて、現在コミュニティサイトで公表されており、参加企業に提供している API 関連資料一式の提出をお願いしたい。
- ③ 第 17 回行政手続部会において、貴省は「申請内容の非改ざん性の証明は電子証明書でなければ不可能」と回答されているが、IT 室のガイドラインにおいては、申請内容の改ざん防止方法として、「電子署名を用いた対策例」と並んで「認証を主に用いた対策例」（例えば、申請元（アクセス元）を認証した上で、当該申請者の申請内容を証跡として保管する。（※送受信中の改ざんに対しては暗号通信により対処））等）が記載されており、電子証明書によらなくとも可能との見解が示されている。

特に、年間手続件数が多い役員変更登記等については、ID・パスワード方式を検討すべきではないかと考えられる。上記の技術的な点を IT 室と議論・調整のうえ、改めての回答をお願いしたい。
- ④ 電子公告の制度について、現状においては、コスト面（官報公告が 3 万円である一方、電子公告（調査委託料）が約 8 万円）が障害となって、電子化が進まないと考えられる。最近の IT 技術の進展を踏まえれば、公共サーバーでなくとも、民間のプラットフォームを活用する等、官報公告と同額かそれ以下になるように、電子公告の制度の見直しを検討すべきではないか（民間プラットフォームの利用にあたり、技術的な課題（セキュリティの基準等）があるという場合には、その点を具体的にご説明下さい）。

2. 定款認証の簡素化について

- ⑤ 定款認証制度創設時から今日に至るまでの、定款認証手数料の価格の推移をご教示ください（現在の認証手数料は5万円）。
- ⑥ 公証人が標準的な定款の認証を行うのに要する平均的な所要時間をご教示願います。
- ⑦ 定款認証業務が公証人の実働時間に占める割合及び公証人の収入に占める割合について、概数でよいのでご教示願います。
- ⑧ 我が国と同様のラテン系の公証人制度を有するフランス（マカロン法）やイタリア（スタートアップ企業のデジタル手続）等においても、手数料引下げや手続不要化等の動きがある。また、我が国においては、産業競争力強化法において創業者に対する登録免許税が半減となっている。こうした状況において、貴省においても、創業者の金銭的な負担を軽減し、オンライン利用を促進する観点から、少なくとも、公証人手数料の引下げ等を早急に検討すべきではないか。